

門真市有料老人ホームにおける事故発生時の報告等について

1 報告すべき事故の対象

報告すべき事故は、事業者が行うサービス提供中及びサービス提供に関連する入居者の事故とする。

なお、報告対象判断が不明な場合は、門真市 保健福祉部 高齢福祉課あて、お問い合わせ下さい。

2 報告すべき事故の種類

(1) 死亡事故及び負傷等（送迎、レクリエーション等での外出時における事故を含む。）

①死亡事故については、事故死のほか、自殺を含むものとする。

②負傷等については、骨折及び出血等により縫合した場合。

③誤薬・誤嚥等により病院等を受診した場合。

(2) その他サービス提供に関連して発生したと認められる事故等

①震災、風水害及び火災等により、サービス提供に影響する場合。

②食中毒、感染症及び結核については保健所へ届出たもののうち、緊急性・重大性の高い場合。

③職員（従業者）による法令違反等（高齢者虐待、財産侵害）のうち、利用者処遇に影響がある場合。

④その他報告が必要と判断されるもの。

(食中毒、感染症及び結核が発生した場合の届出等について)

1) 食中毒、感染症及び結核が発生した場合の届出等について、結核、感染症（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症並びに四類感染症）の患者が発生した場合は、診断した医師は速やかに所管の保健所へ届出を行うとともに、事業者は門真市へ報告する。

2) 事業者は、その他感染症（食中毒を含む。）で、患者が集団発生した場合は、速やかに門真市及び所管の保健所へ報告する。

3 報告すべき事故の範囲

(1) 事業者側の過失の有無は問わない。（利用者の自己過失による負傷等であっても、上記2に該当する場合は報告する。）

(2) 事故の程度については、入院及び医療機関にて受診を要したもの（施設内の医療処置を含む。）とするが、それ以外においても家族等との間で

- トラブルが生じている若しくは、生じる可能性があるとは判断されるもの。
- (3) 利用者等が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のある場合（家族等と紛争が生じる可能性のある場合）は報告する。
 - (4) その他報告が必要と判断される場合。

4 報告の時期・手順

- (1) 事業者は、事故等の発生後、速やかに門真市へ報告を行う。
なお、緊急性・重大性の高い事故については、直ちに大阪府にも電話等により報告を行う。
- (2) 事業者は、事故の解決が長期に及ぶ場合は、必要に応じ適宜経過報告を行い、解決した時点で文書により結果等の報告を行う。

5 報告事項等

(1) 報告事項

報告事項は、下記のとおりとする。

- ①報告者：法人名、事業所名（事業者名）、所在地、電話番号、管理者（責任者）氏名
- ②入居者（対象者）：氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、要介護度等
- ③事故等の概要：発生年月日、発生場所、事故等の種類、事故等の内容（発見時の内容及び経緯を記載）
- ④事故時の対応：対処の方法、治療等を行った医療機関名、治療等の内容（診断結果も含めて）
- ⑤事故後の対応：利用者の状態、家族等への報告・説明（家族等の氏名、利用者との続柄、住所、報告日時、対応状況、家族等の理解）、損害賠償に関する状況
- ⑥再発防止に向けての今後の対応：事故等が発生した要因分析、再発防止のための改善策、改善策の実施状況
- ⑦その他の特記事項

(2) 報告様式

別紙様式または、上記（1）に掲げる報告事項が記載されていれば、事業者独自の様式で報告して差し支えないものとする。

6 その他事業者の対応

事業者は、事故発生の防止のための指針を整備し、事故が発生した場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。

事業者は、発生した事故について原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるとともに、確認等を求められた場合は、再度報告を行う等、門真市の指示に従う。

7 報告先

事業者は、事故発生に対し、本取扱いに従い、門真市に報告すること。

なお、事故の緊急性、重大性等を考慮し、適宜、当該入居者等の保険者である市町村（広域連合）へも報告すること。

(参考)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症並びに四類感染症

- 一類感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病及びラッサ熱
- 二類感染症：急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）及び鳥インフルエンザ（H5N1）
- 三類感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス及びパラチフス
- 四類感染症：E型肝炎、ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む）、A型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサヌル森林病、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、サル痘、腎症候性出血熱（HFRS）、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、炭疽、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ（H5N1を除く）、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群（HPS）、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ボツリヌス症、マラリア、野兎病、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症及びロッキー山紅斑熱